

C. K. MARITIME CO., LTD.

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化について (改正SOLAS条約関連)

TOKYO OFFICE :
東京都中央区日本橋2-15-3
ヒューリック江戸橋ビル9F
TEL : 03-3271-1311
FAX : 03-3271-1307

OSAKA OFFICE:
大阪市中央区安土町3-2-1
サンキュウビル12F
TEL : 06-6264-7631
FAX : 06-6264-7222

お客様各位

2016年6月

拝啓

貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2016年7月1日発効のSOLAS条約の改正に基づき、
日本においても国土交通省より関係省令の一部改正及び告示が交付されました。

これに伴い、本年7月1日以降に船積みされる日本からの輸出コンテナに関しましては、改正SOLAS条約並びに国土交通省が
定めた制度に基き、コンテナ総重量を船積み前に船長(その代理人)及びターミナル代表者にご提供いただくこととなります。

尚、関係省令や本制度の詳細(ガイドライン・マニュアル)につきましては国土交通省のホームページをご覧ください。
国土交通省 HP : http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

本制度に関わる弊社の運用方法につきましては、下記のとおりご案内させていただきます。

敬具

記

1. 確定コンテナ総重量情報の受け渡しは、現行使用されている「搬入票」をもって行うことといたします。
2. 「搬入票」に記載されたコンテナ総重量を確定総重量とし、搬入票署名欄の署名者を総重量を確定した「届出荷送人」または「登録確定業者」乃至「その代行者」と見做すことと致します。
3. 「搬入票」によるコンテナ総重量の提出の締切はCY CUT日と同日とさせていただきます。
4. コンテナ総重量確定を本制度の「方法2」(足し合わせて算出)にて行う場合、
コンテナ自重(Tare Weight)につきましては、コンテナドア面に記載されておりますのでそちらをご確認の上、算出願います。
5. コンテナ総重量や署名等、搬入票への必要記載事項の漏れ、あるいはターミナル内での作業中に搬入票記載重量と実際の重量に大きな乖離が判明した場合は、再計量あるいは正確な総重量の再申告を要請させていただきます。
確定総重量がCY CUT日までに申告していただけない場合は、改正SOLAS条約の規定に準じ、貨物のお引き受け・船積みができない場合がございます。
ターミナルでは総重量の計測は行えませんので、ご注意をお願いします。
6. 上記5の理由により諸費用が発生した場合はお客様負担とさせていただきますので予めご了承願います。

以上